

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止	
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条、第 37 条の 4）	
見 直 し の 内 容	市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための買換えの場合の特例の措置（繰延割合 80%）を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 1 4 百万円 （-）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	過去 5 年間における適用実績が僅少であり、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では本特例措置について、政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから廃止とする。	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止	
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第条 6 5 条の 7、第 6 5 条の 9）	
見 直 し の 内 容	市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための買換えの場合の特例の措置（繰延割合 80%）を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 4 1 百万円 （-）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	過去 5 年間ににおける適用実績が僅少であり、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では本特例措置について、政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから廃止とする。	